

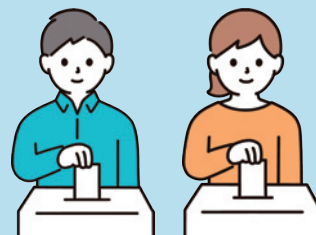
# 愛知県議会議員一般選挙

へ行きましょう

## 4月9日(日) 午前7時～午後8時

### 期日前投票 ▶ 4月1日(土)～8日(土)

※西成公民館・iービルは4月3日(月)から



#### 投票できる方 下記のいずれかに該当する方

- ① 平成17年4月10日以前に生まれ、令和4年12月30日以前から令和5年3月30日まで引き続き一宮市の住民基本台帳（住民票）に記録されている日本国籍の方
- ② 一宮市の選挙人名簿に登録されていて、令和4年12月9日以降に一宮市から県内の市町村へ転出した方（転出先で選挙人名簿に登録された方を除く）

\*②は「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「引き続き県内に住所を有することの確認」が必要  
 \*令和4年12月31日以降に県内の市町村から転入の届け出をした方は、市内での投票不可

#### 投票日に都合の悪い方は、期日前投票をご利用ください

投票日に「仕事や親族の冠婚葬祭などがある」「私用で投票区域外にいる」「病気などで歩くことが不自由である」「悪天候が見込まれる」などの場合は、期日前投票をすることができます。

本庁舎へ開庁時間外にお越しの方は、西側または北側の出入り口をご利用ください。

尾西庁舎へ開庁時間外にお越しの方は、東側の出入り口をご利用ください。

iービル駐車場は有料です。

期日前投票所	日程	時間
本庁舎 11階1101会議室	4月1日(土)～ 8日(土)	午前8時30分～ 午後8時
尾西庁舎 2階会議室G		
木曾川体育館 1階会議室		
西成公民館 2階中会議室	4月3日(月)～ 8日(土)	午前9時～ 午後8時
iービル 6階中央図書館		

#### ！ 投票所には「選挙のお知らせ」を持参

「選挙のお知らせ」を郵送しますので、投票所へお持ちください。

「選挙のお知らせ」がなくても投票することができますので、投票所でお申し出ください。

#### 投票所では感染症対策を実施

投票所内が密にならないよう、混雑状況などにより入り口でお待ちいただく場合があります。持参した鉛筆・シャープペンシルを使用して投票することもできます。

#### 開票は木曾川体育館で実施

投票日当日の午後9時20分から木曾川体育館で開票を行います。



## 字を書くことができない方は 代理投票や点字投票を

病气やけが、目が不自由などの理由で字を書くことができない方は、投票所でお申し出ください。

## 指定病院などで行う 不在者投票

病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、施設の中で不在者投票できる場合があります。詳しくは各施設へご確認ください。

## 市外で行う不在者投票

長期出張などにより一宮市での投票が困難な場合は、あらかじめ一宮市の選挙管理委員会へ投票用紙などを請求することにより、滞在地の市区町村で不在者投票をすることができます。請求書はウェブページからダウンロードできます。

## 郵便などによる不在者投票

### 対象

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険被保険者証の交付を受けている選挙人のうち、障害の程度が右表に該当する方

### 利用前の手続き

あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険被保険者証を添えて選挙管理委員会へ申請してください。代理記載制度を利用する場合は「代理記載人」となるべき方の届け出も必要です。

### 郵便などによる不在者投票を利用できる方

障害の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢・体幹 移動機能	1級・2級	特別項症～第2項症 —
心臓・腎臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級	特別項症～第3項症
肝臓 免疫	1級～3級	—
介護保険被保険者証の要介護状態区分＝要介護5		

### 代理記載制度を利用できる方(上の表に該当する方のうち)

障害の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢・視覚	1級	特別項症～第2項症

## 選挙の豆知識

## 寄附禁止のルールを守りましょう

ID1005600

公職選挙法の寄附禁止の規定に基づき「三ない運動」という言葉があります。「三ない」とは「贈らない・求めない・受け取らない」ことです。公職選挙法では次の寄附が禁止されています。選挙の時はもちろん、日頃から明るい選挙を心掛けましょう。

### ▶ 政治家からの寄附の禁止

政治家（候補者・候補者になろうとする方・現に公職にある方）は、どのような名目でも選挙区内の方に寄附をすることや、冠婚葬祭における贈答などはできません。

※政党や親族に対するもの、政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除く

### ▶ 政治家に対する 寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対し、寄附を出すように勧誘・要求をすることは禁止されています。

### ▶ 後援団体の寄附の禁止

後援団体（後援会）が、花輪・香典・祝儀などを出したり、後援団体の設立目的の行事や事業に関係するもの以外の寄附をしたりすることは禁止されています。

その他、政治資金規正法による寄附の制限があります